



星 雅人 議員

セクシャルマイノリティ
(性的少数者)の方々に対する
理解と支援について

国は主な人権課題17項目の中に、女性、子供、高齢者等と併せて「性的指向」や「性同一性障害者」を挙げており、偏見や差別を解消するための事業に取り組み中で、啓発活動や各法務局及び人権擁護委員による相談所を開設していますので、

本市に相談が寄せられた際には相談窓口として紹介します。本市においても、カウンセリング等の相談窓口として開設している「心の健幸相談室」の利用も可能です。また、県北健康福祉センターにおいては「精神保健福祉クリニック」を開設しています。

これらの取組みは、市ホームページや市広報紙で周知するとともに、セクシャルマイノリ

ティに関するパンフレット等を市の公共施設の窓口を設置したり、関連書籍を市立図書館に配置するなど、市としても今まで以上にセクシャルマイノリティに対する偏見や差別をなくすための取組みを行い、市民の皆様にも理解していただくための努力をしています。



君島 孝明 議員

施設使用料について

市所有施設の使用料減免の考え方について伺います。
答弁(教育部長)
施設の使用料及び減免の取り扱いについては市の条例等で定められており、減免は、一部施設を除き都市公園は「公益上又は経済上の理由により特に必要があるものと認めるとき」、その他の施設については「特別の事由がある」と認めるときは使用料を

減免することができます。減免率は官公署や学校、福祉団体など使用する団体の種類により30%、40%、50%の3段階、また、免除については市の機関が直接使用する場合ははじめ、市の体育協会や加盟団体及び社会教育団体が当該目的で使用する場合としています。使用料減免の考え方については、使用料は市民が利用しやすい

いよう低廉な設定とし、利用者に等しく負担していただくものですが、減免は施設の利用に公共性が高いこと、または教育的配慮から支援が必要であるものなどを判断基準とし、政策として例外的に行うものであり、利用者個人の利益につながる利用は対象としないことを基準に考えています。